

諮問庁：総務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行個）諮問第200号及び同第201号）

答申日：平成30年4月11日（平成30年度（行個）答申第6号及び同第7号）

事件名：本人による行政相談に係る相談対応票の利用不停止決定に関する件
本人による行政相談に係る相談対応票の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「行政相談に対する相談対応票（特定受付番号A）」及び「行政相談に対する相談対応票（特定受付番号B）」（以下、順に「本件相談対応票1」及び「本件相談対応票2」といい、併せて「本件相談対応票」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）36条1項の規定に基づく各利用停止請求に対し、平成29年7月6日付け中国相第95号（同年（行個）諮問第200号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第200号」という。）及び同日付け中国相第97号（同年（行個）諮問第201号の関係。以下、同諮問事件を「諮問第201号」という。）により中国四国管区行政評価局長（以下「処分庁」という。）が行った各利用不停止決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、審査請求人が提出した各保有個人情報利用停止請求書（その内容は別紙のとおり。）のとおり本件対象保有個人情報の利用停止と提供の停止を求める。

2 審査請求の理由

（1）各審査請求書

本件各審査請求の理由の要旨は、諮問第200号及び同第201号に係る各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

平成29年6月11日付け保有個人情報利用停止請求書で利用停止請求をしたとおりに、利用の停止と提供の停止するよう申し立てます。

相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんしている。相談内容を記録していない。

個人情報を改ざんしている。利用停止を請求する。

情報の偽造・ねつ造が明白であるため、情報の利用の停止と提供の停止を請求する。

相談内容と、対応内容が、全く事実と異なっている。

(後略)

(2) 各意見書

審査請求人から平成30年2月5日付け(同月7日受付)で意見書3通(諮問第200号及び同第201号共通)が当審査会宛てに提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1(諮問第200号)

(1) 審査請求の経緯

平成29年6月11日付けで、処分庁に対して、法に基づき、下記(2)の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて、処分庁は、同年7月6日付けで利用停止をしない旨の決定(原処分1)を行った。

本件審査請求は、原処分1を不服として、同年10月9日付けで諮問庁に対し行われたものである。

(2) 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、本件相談対応票1である。

(3) 審査請求の理由

処分庁が開示決定した相談対応票は、相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんし、また個人情報を改ざんしており、法36条1項1号及び2号に該当するため。

(4) 諮問庁の意見等

ア 諮問庁の意見

処分庁は、利用停止請求に係る保有個人情報(相談対応票)について、審査請求人から送付された内容証明郵便を申出文書とする行政相談の記録として、把握した情報を記載し、当該内容証明郵便を添付して保管しているものであり、保有個人情報の違法な取得や、利用目的の達成に必要な範囲を超えた保有、利用目的以外の目的での利用・提供は行われていない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しない。

イ 結論

以上のことから原処分1を維持することが適当である。

2 理由説明書2(諮問第201号)

(1) 審査請求の経緯

平成29年6月11日付けで、処分庁に対して、法に基づき、下記(2)の保有個人情報について利用停止請求があった。これを受けて、処分庁は、同年7月6日付けで利用停止をしない旨の決定(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分2を不服として、同年10月9日付けで諮問庁に対し行われたものである。

(2) 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、本件相談対応票2である。

(3) 審査請求の理由

上記1(3)と同旨

(4) 諮問庁の意見等

上記1(4)と同旨

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理(諮問第200号及び同第201号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書1及び理由説明書2を收受(同上)
- ③ 平成30年2月7日 審査請求人から意見書1ないし意見書3を收受(同上)
- ④ 同年3月20日 審議(同上)
- ⑤ 同年4月9日 諮問第200号及び同第201号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各利用停止請求について

本件各利用停止請求は、別紙のとおり、本件相談対応票に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)の利用及び提供の停止(以下、併せて「利用停止」という。)を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙のとおりの本件対象保有個人情報の利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが適当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定（利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止）に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定（目的外利用及び提供の制限）に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について

(1) 適法な取得（法36条1項1号）との関係

ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件相談対応票は、審査請求人から送付された手紙を申出文書とする行政相談の記録として、把握した情報を記載し、当該手紙を添付して保管しているものである。

(イ) 本件相談対応票に記録された保有個人情報は、上記（ア）のとおり、審査請求人からの相談を受けた結果として適法に取得したものである。

イ 当審査会において、諮問書に添付された本件相談対応票、本件相談対応票1の添付資料である相談の手紙及び追加の手紙並びに本件相談対応票2の添付資料である相談の手紙（いずれも写し）の内容を確認したところ、本件相談対応票の「受付に関する情報」欄に記載された内容は、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおりであると認められ、本件相談対応票に記録された保有個人情報は、審査請求人からの相談を受け付けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、本件対象保有個人情報は、中国四国管区行政評価局において適法に取得されたものと認められる。

(2) 保有の制限等（法3条2項）との関係

ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、

本件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 相談対応票は、相談者からの行政相談に基づき、相談内容、関係機関への照会結果等の調査結果、それらを踏まえた相談者への回答内容等について、概要を記録するものである。

(イ) 本件相談対応票についても、当該相談の処理状況等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、利用目的以外の目的で利用又は提供している事実もない。

イ 本件相談対応票の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると、本件相談対応票の取得後、当該相談の処理状況等を記録するとの利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件相談対応票を保有している旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、中国四国管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有しているとは認められない。

(3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係

ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(各号略)」としている。

イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事実はないとのことであった。

ウ 本件相談対応票の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると、本件相談対応票の取得後、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件相談対応票を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、中国四国管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の各利用停止請求につき、利用不停止とした各決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（各保有個人情報訂正請求書の利用停止請求の趣旨及び理由）

1 趣旨

1号該当，利用の停止 2号該当，提供の停止

2 理由

相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんしている。相談内容を記録していない。

個人情報を改ざんしている。利用停止を請求する。

情報の偽造・ねつ造が明白であるため，情報の利用の停止と提供の停止を請求する。

当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき，3条2項の規定に違反して保有されているとき。

8条1項及び2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止。

1号と2号に該当する。

総務省の行政相談の説明に記載してある対応と違う。国民に嘘をついて騙して個人情報を不正に取得している。個人情報を改ざんしている。行政の不正を記録しないことで隠ぺいしている。

相談内容と，対応内容が，全く事実と異なっている。

行政評価事務所の対応は，行政相談を無視した。返答をしなかった。解決と改善を一切図らなかった。他に無い。強制措置をとると相談内容をねつ造した。どこに強制措置をとるといった相談があるのか回答をしていない。何の改善と解決を図ったのか回答をしていない。

総務省と，金融庁にとって都合の悪い情報を全て消去している。行政評価事務所の対応をねつ造している。私は高齢で耳が聞こえない。体調を崩しているといった情報を記録していない。

局所相談データベース，個人情報ファイルの利用目的に「相談事案に類似する事案の検索」「行政相談の傾向の分析並びに行政機関の業務上の課題の検証・把握」とある。

金融庁が，同じ「手口」を繰り返しているかどうかを，相談内容を記録しないことで不正を隠ぺいした。

国民が同じ「相談」をしているかどうかを，相談内容を記録しないことで不正を隠ぺいした。

ねつ造・改ざんをした情報を保有，提供することは認めることはできない。

（後略）